

令和3年度第2回
神奈川県保健医療計画推進会議

令和3年9月24日（金）

ウェブ会議

（事務局：神奈川県総合医療会館2階）

開 会

(事務局)

若干定刻前ではございますが、皆様おそろいということですので、ただいまから令和3年度第2回神奈川県保健医療計画推進会議を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、神奈川県医療課の植木と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、会議の開催方法について改めて確認させていただきます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ウェブによる会議の開催とさせていただきました。また、ウェブでの会議による注意事項につきましては、会議前にも事務局からアナウンスをさせていただきましたが、事前に会議資料とともにお送りしました「ウェブ会議の運営のためのお願い」と題しました資料をご確認いただくようお願いいたします。ご理解・ご協力のほど、どうぞよろしくお願いたします。

本日の出席者につきましては、事前にお送りさせていただきました名簿のとおりです。欠席の方はいらっしゃいませんが、川崎市医師会会長の岡野委員につきましては、代理として理事の菅様にご出席いただいております。

次に、会議の公開について確認させていただきます。本日の会議につきましては原則として公開とさせていただいており、開催予定を周知させていただきましたところ、Zoomでの傍聴の方が2名いらっしゃいます。なお、審議速報及び会議記録につきましては、これまで同様、発言者の方の氏名を記載した上で公開とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

今回の資料につきましては、事前にもメールでご送付させていただいておりますが、お手元に届いていらっしゃいますでしょうか。何かありましたら途中でもお申しつけくださればと思います。

それでは、以後の議事の進行につきましては恵比須会長、どうぞよろしくお願いたします。

(恵比須会長)

皆さん、こんばんは。お仕事帰りのお疲れの中、今日の会議にご参加いただきましてありがとうございます。本日は円滑な議事を進めてまいりたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いたします。

議 題

(1) 保健医療計画の進捗状況について (資料1-1～1-2)

(恵比須会長)

それでは、早速これより議事に入ります。まず、2議題（1）保健医療計画の進捗状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

（説明省略）

（恵比須会長）

ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆様からご意見・ご質問等はございますか。

（堀委員）

東海大学の堀です。ご報告ありがとうございました。進捗状況のところで、「改善しているものの目標との乖離が大きいもの」が8項目ありますが、項目数の中では比重が大きいのと思います。また、次に多い項目は「今後要因分析が必要なもの」となっていますが、簡単で良いのですが、今後具体的にどのように対応されるつもりなのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

（事務局）

事務局からお答えさせていただきます。基本的に、次回までにさらに要因の分析を進めさせていただきたいと考えておりますが、例えば目標との乖離が大きいところ、項目でいいますと細かいところになってしまいますが、資料1-2の24番などの特定健診・特定保健指導の実施率等がございます。目標自体を国ベースで考えているところなどがありまして、実態と合っているかどうかも含めて、一定の検証が必要かと思っております。ただ、それは次回の保健医療計画の見直し等に向けて、こういった形でこの目標を捉え、それに向けていくのかという考え方などを整理させていただきたいと思っております。

さらに要因分析が必要という点につきましては大変恐縮ですが、改めて第3回に向けて要因分析を進めて、改善に向けた取組も併せてご説明させていただければと思います。以上になります。

（堀委員）

ありがとうございました。目標を国ベースで決めているということで、県としてなかなか難しいところはあると思いますが、そもそもの国の目標そのものの設定に問題がある可能性もあると思いますので、分析した結果、逆に国に目標値の在り方について提案するなど、検討してもいいのではないかと思います。以上です。ありがとうございます。

（恵比須会長）

堀委員、ありがとうございます。ほかに委員の皆様、ご質問・ご意見等はございませんか。ありがとうございます。それでは、この内容を承認してもよろしいでしょうか。

（承認）

（恵比須会長）

ありがとうございます。では、事務局はこの内容で作業を進めてください。お願いいた

します。

(2) 国庫補助金等における事業計画の事後的評価について (資料 2-1~2-4)

(恵比須会長)

次に、(2) 国庫補助金等における事業計画の事後的評価につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

(説明省略)

(恵比須会長)

ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆様、ご質問・ご意見等はございますか。

(堀委員)

今のご報告で、実施プロセスで特段問題がなかったこと、適正な支出がなされていたということはわかりました。また、施策との整合性も取れていることは了承しております。しかし、PDCAという意味での確認は重要だと思いますので伺いたいのですが、補助金事業の有効性という観点の評価はどこかでされているのでしょうか。

(事務局)

事務局から説明させていただきます。補助金事業の有効性になりますが、それぞれの事業に基づいて各医療機関等から申請いただいておりますが、この内容に基づいて、国の要綱は県の要綱に基づいて合っているかどうか、各担当でも内容を確認します。あと、国に事業計画を提出する流れになってはいますが、国からも内容や整合性についての確認をいただいておりますので、基本的には各補助事業において内容の確認についてはなされているものと認識しております。

(堀委員)

国の会計検査などでこれまでも、補助金の有効性を確認させていただいたこともありましたが、本事業も対象となることもあるかと思い、確認させていただきました。確実にされているのであれば大丈夫だと思いますが、一応念のためお伝えしておきました。

(恵比須会長)

堀委員、ありがとうございました。それ以外に皆様、ご質問・ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、この内容を承認してもよろしいでしょうか。

(承認)

(恵比須会長)

ありがとうございます。では、事務局はこの内容で作業を進めてください。お願いいたします。

(3) 医療介護総合確保促進法に基づく令和3年度神奈川県計画（医療分）策定の概要について（資料3-1～3-3）

（恵比須会長）

続きまして、（3）医療介護総合確保促進法に基づく令和3年度神奈川県計画（医療分）策定の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

（説明省略）

（恵比須会長）

ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆様、ご質問・ご意見等はございますか。

（菅代理）

ご説明ありがとうございます。以前の川崎市の地域医療構想調整会議で、川崎市立川崎病院がこの医療介護総合確保基金を用いて救命センターの狭隘な部分を拡大してリニューアルするという事とか、内視鏡センターのブースをもう少し増やすというようなことが示されました。急性期から回復期に転換するところへの補助は皆さんが使えるように示されていますが、たしか公立・公的が急性期病床のリニューアルとか救急外来の拡大とか、そういったところにもお金をということで手を挙げていらっしゃいました。そのときにとある委員から、市立病院とかが使えるメニューと民間病院が使えるメニューは違うものなのか、もし違うのであればそのメニューをきちんと示すべきだということと、その使い方に関しまして、ここで示されているものと少しポイントがずれているのではないかというご意見が出たのですが、令和3年度に関してはどのようなことになっているのか、ご説明いただければと思います。お願いします。

（恵比須会長）

ありがとうございます。それでは事務局、お願いいたします。

（事務局）

菅委員、ご質問をありがとうございます。事務局からお答えさせていただきます。急性期病院の基金の活用につきましては、先ほどご説明いただいたように、川崎市立川崎病院の活用について、調整会議で議論させていただきました。事務局としましても、モデルケースのような形で明確な基準を基にお示しできるようにしたいと思っております。ただし、過去に神奈川県では横浜市立病院で基金の活用を行った事例がございますが、実はまだその1件でございます。それをモデルケースとしてお示ししたい気持ちは担当としてもございますが、なかなか個々のケースで判断する部分もございまして、その事例がもう少し集まり固まって、もう少し手挙げしやすいような、モデルケースとしてこういった事業であればというのをお示しできないかと考えてございます。

また、民間の、特に回復期をお持ちの病院様もこういった基金をぜひ積極的に活用すべきだというご意見を頂いております。こちらも国から示されている基金の標準事業例以外になるべく使える幅を広げたいと思っておりますが、なかなか地域医療構想の達成に資するという目標自体が少しふわっとしているというか抽象的な部分もございます。そこにいかにか具体的に結びつけられるかということになると、どちらかという、先ほどから話がある、地域の中核となる医療機関が今後このように地域で役割を果たすために整備するんだという直接的な説明に結びつきやすいところもあって、なかなか回復期の病院がこの基金活用に結びついていない現状がございます。

ご指摘のとおり、やはり民間・公的問わず、基金をぜひ活用していただきたいと考えておりますので、今後、事務局としてはなるべく使いやすいように、県としてこういう事業であればというのを具体にお示しできるように、アイデア募集の時点から何かそういったところを示すなど、中では検討を進めていきたいと考えております。ご意見を頂きましてありがとうございます。以上でございます。

(菅代理)

分かりました。ありがとうございます。

(恵比須会長)

ほかに委員の皆様、ご質問・ご意見等はございますか。

(小松委員)

相模医師会連合会の小松です。今、菅委員がおっしゃった医療介護総合確保基金の中の事業区分1、資料3-1のスライド5番ですかね、あとは「計画策定の概要について」の「基本的な考え方」です。病床の機能分化・連携という事業区分の基本的な考え方は、急性期病床等から回復期病床への転換を促進することがこの事業の共通の県内での認識だと思っております。以前、横浜市民病院の建替えのときに、我々からすると、ちょっとどうなのという形で基金が活用されたという認識があります。地域医療に資する形にすれば、地域の大きな病院は回復期への転換をするわけではなくても、今ある機能を拡充する、つまり建替えをしたりして利便性を上げることでこの基金を使えるというのは、ちょっと誤解を生む部分があります。

ですから、例えば今、モデル事業というような話題がありましたが、これは基金であって、ここでモデル事業を行うのは適正ではありません。もしやるのであれば、最初に広くモデル事業への参加医療機関を募ってからやらないと、おかしなことになるのかなと思います。今の川病の件と、県西の小田原の件に関しては、一応まだ議論をしている最中かなと思っておりますので、令和3年度の事業の中には入っていないのかなという認識ですが、そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

では、事務局から回答いたします。まず、川崎市立川崎病院ですが、一旦調整会議で活

用について、地域としてご了承いただいたと認識しております。実はまだ具体の工事計画が令和3年度の時点では未確定な部分がありましたので、今後、令和4年度の計画に位置づける方向で調整を進めております。

一方、小田原市立病院も調整会議としては基金活用について一旦の合意を得たと事務局では認識しておりますが、こちらについてもまだ実際の着工までに大分期間がございまして、直近の年度での計画位置づけの段階には至っていないということでございます。

(小松委員)

ここまでの話題の中で、いずれも調整会議で議論されて、基金を使ってはどうかというような形での議論はされたと思います。私が発言しているので議事録を見ていただければと思いますが、基金を使うことは会議として決定しているのですか。

(事務局)

こちらの認識としては、地域としてご了解を頂いたと認識しておりましたが、いかがでしょうか。

(小松委員)

このところ調整会議が透明か不透明かという話題も全国的にされているので、きちんとしておいたほうがいいと思います。言ったつもりですとか、こちらの認識がずれているというのは今後のことを考えるとあまりよろしくないで、大事なことを決めるときは、総員挙手とかであればそれでいいと思いますけれども、ちゃんと決めておいたほうがいいのかなと思います。もしくは、そういう事業で基金を利用するのが認められるのであるならば、当然同様のことを計画していらっしゃる民間の医療機関に対しても門戸を広げると。要するに、公立病院のある一つのイベントに対しての基金の交付の是非を問うのではなくて、共通の新しい事業メニューとしてこういうものがあるので、もし手挙げがあれば公でも民でも受け付けますという形がフェアではないかなというような話はしていたと思います。そのあたりは後日確認して教えていただければと思います。

(恵比須会長)

それでは一柳課長、ご発言がございませうか。

(事務局)

医療課長の一柳です。お世話になっております。もともと横浜市立市民病院ですとか、そういった公立の地域の中核病院に基金を使うのは、発想としては地域医療構想の目指すところである医療機関の役割分担と連携によって、将来の医療需要に合わせた医療提供体制をつくっていくと。こういう目標に対して地域の中核的な病院が、急性期や高度急性期が中心になることが多いとは思いますが、その機能を強化して、効率化していく。それに伴って地域の中核病院を支えるという言い方が適切な言葉遣いなのか分かりませんが、例えば急性期、あるいは回復期といったところをその他の地域の医療機関の皆さんに強化していただく。それを、ネットワークを使って連携体制をつくっていく。そのようなことを

達成するためのある種のステップとして、地域の中核病院の機能強化が地域医療構想の推進に資するというので、基金を活用させていただくという考え方でやらせていただいております。

おっしゃるとおり、県はこれまで国から示されている基金のメニューに沿ったもの、もしくは沿っていないものでも自由にご提案くださいという形でアイデア募集をしておりました。そういう中で手挙げのあったものについて、実際の事業化ということで調整させていただくという方式を取っておりましたが、このアイデア募集に当たって、先ほど小松先生ですとか菅先生がおっしゃっていたとおり、やはりこういう事業を考えて、そこに乗っかってくる医療機関に手挙げをしていただくというような方法にシフトしていかなければいけないのかなということを我々内部でも議論しております。なので、ご意見も踏まえながら、募集の仕方は改善していければと思っております。以上です。

(恵比須会長)

ただいまの一柳課長のご発言に関しまして、委員の皆様、ご質問・ご意見等はございますか。先ほどの小松委員の発言にもありましたように、事務局には議事録を確認していただき、きちんと齟齬がないかどうか、その辺だけは確認していただきたいと思っております。

(事務局)

確認させていただきます。

(恵比須会長)

小松委員、よろしいでしょうか。

(小松委員)

はい。

(恵比須会長)

そのほか委員の皆様、ご発言・ご意見等はございますか。

(水野委員)

よろしいでしょうか。横浜市医師会の水野です。今の計画策定の概要等について、医療分に関しても在宅医療云々、そういったことに従事する人材の育成等に関して、これは質問というよりも感想ですけれども、横浜市医師会からいろいろな案を出したことが結構あります。しかし、同様な事業をやっているものは駄目だとか、他府県に比べて神奈川県は非常に堅いというか真面目過ぎるという感じを受けております。例えば看護師にしても介護職にしても、あるいは他の医療人材にしても、育成する、あるいは集めるといった案に関していろいろな提案があるのであれば、それに対しての対応がすでにあるということではなく、いろいろな二の手、三の手のやり方があるので、ぜひとも今後、柔軟な対応というか、県のほうでやっていただきたい。でないと、一つのことに対してだんだん出すアイデアがなくなってしまいます。ですので、ぜひともその辺はよろしくご検討していただきたいという要望でございます。ありがとうございます。

(恵比須会長)

水野委員、ご意見ありがとうございました。事務局は以上のご意見も踏まえて、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの令和3年度の計画策定の概要を承認していただいてよろしいでしょうか。

(承認)

(恵比須会長)

ありがとうございます。では、事務局はこの結果を踏まえて計画策定の作業を進めてください。お願いいたします。

(4) 令和3年度基準病床数の見直し検討について(資料4)

(恵比須会長)

続きまして、(4) 令和3年度基準病床数の見直し検討につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

(説明省略)

(恵比須会長)

ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆様、ご質問・ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、今年度につきましては、基準病床数の見直し検討を行わないこととしてもよろしいでしょうか。

(承認)

(恵比須会長)

ありがとうございます。それでは、事務局はこの内容で作業を進めてください。お願いいたします。

(5) 令和3年度の病床整備に関する事前協議について(資料5)

(恵比須会長)

続きまして、(5) 令和3年度の病床整備に関する事前協議につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

(説明省略)

(恵比須会長)

ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆様、ご質問・ご意見等はございますか。
(水野委員)

ありがとうございます。横浜の地域医療構想調整会議で、付帯意見を十分取り入れてということで了解した委員が何人かいらっしゃると聞いております。そういった中でやはり一番大きな問題は、今回460床つきますけれども、実際に過年度に許可された病床でできていないのが647床です。合わせると1000床以上の病床になります。これに関しては発生から2年から5年ぐらいかかってしまうところも出ています。そうすると、おととしの12月からですけれども、去年1年間と今年とで医療情勢はものすごく変わってしまったわけです。特に当初予定してから2年も3年もたってしまうと、そのときの意欲・情勢と現状がほぼ変わっていると、人材の募集が今こんなに看護師のいない状況で、本当に1000床近くの病床を賄える看護師が集められるのかという問題もいろいろあります。我々の地域でやらなければいけないことですが、病床検討委員会で十分な吟味をやっていかなければいけないと。でないと、横浜だけでなく他地域にも影響を及ぼしてしまう結果にもなりかねないと思うので、ぜひともそのように県と市の行政も病床検討委員会で十分慎重な審議をしていただきたいと思います。これもまた要望になりますが、よろしく願います。

(恵比須会長)

水野委員、ご意見をありがとうございました。そのほか委員の皆様、ご意見・ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、病床整備に関する事前協議の対象とする二次保健医療圏及び申出受付期間を承認してもよろしいでしょうか。

(承認)

(恵比須会長)

ありがとうございます。それでは、事務局はこの内容で作業を進めてください。よろしく願います。

(6) 「横浜医療連携ネットワーク」の地域医療連携推進法人の認定について(資料6)

(恵比須会長)

続きまして、(6)「横浜医療連携ネットワーク」の地域医療連携推進法人の認定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

(説明省略)

(恵比須会長)

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問等はございますか。

(窪倉委員)

横浜の調整会議で特段の意見がなく認められたことは事実ですが、ここではその問題は問題として、設立の趣旨の中で病床の調整ができるようにというような部分がありました。病床の融通等の医療機能の連携ができるというところがあって、これを含めて8月2日、特段の意見がなかったのですが、もし仮に病床の融通によって医療機能の連携を図るという取組が出てきた場合に、その連携法人の中での取組と調整会議の関係性、そこについて整理しておいたほうがいいのではないかと思いますので、ちょっと意見したいと思います。

つまり、今、横浜地域の中では、7方面別に地域医療に関する検討会が組織されておりまして、その地域ごとに病床の機能分化とか連携について、病院協会が主催して話し合いをやっております。それがあつて、調整会議の中で病院団体の意見を取りまとめるような役割を一定程度していると理解していますけれども、そうした会議の中で、連携法人の中での病床の融通という問題が出てきた場合に、話し合いの対象になるのですよねと、合議の対象になるのですよねということを確認しておきたいと思います。連携法人の中であれば、この融通は可能であるとなるのかもしれませんが、地域との関係性を抜きに話し合うことはできないと思うので、それに対する意見を、連携法人以外の外部の病院が話をできるのかどうか、そこについて皆さんのご意見を伺っておきたいと思います。

(恵比須会長)

委員の皆様、ただいまの窪倉委員のご意見に関しまして、ご意見等はございますか。

(小松委員)

小松です。前回の横浜の調整会議のときは、今、窪倉先生がおっしゃった病床融通という言葉は非常に怖いというか、いろいろと立ち上げのときはともかくとして、地域医療連携推進法人が10年、20年たつていったときに、医療法人が知らない間に経営者が変わっていきなり法人の格だとかがちょっと見は分からないような形でいろいろなことが変わっていくことが最近によくございます。何年かしたときに病床融通という形で、一つ一つの病院ではなくて、このネットワークで1000床規模の病床が動くということが出てくるというのを懸念して、そのときは発言した記憶があります。

県の方に私も教えていただきたいのは、そういったことに関しては地域の調整会議等があつてそれで決める話なのか、それとも連携推進法人内での話なのか、どちらの判断が優位になるのか、そのあたりの立てつけを教えてくださいなと思います。

(恵比須会長)

この件に関しましては県の一柳課長でよろしいでしょうか。事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

法的なところの整理というので答えられる方はいらっしゃいますか。

(事務局)

基本的に、今ちょうど国にも確認していただいているところでありまして、今日に間に合わなかったところがあります。病床の過剰地域の病床融通に当たって、調整会議の協議の方向性に沿ったものであることを確認するというのが要綱上のものではありませんが、それは調整会議での議論までが必要であるのか、また、病床不足の地域においても同様であるかについてはまだ見解がまとまっておりません。そのあたりは国に確認しているところでございます。以上です。

(菅代理)

ありがとうございます。今の窪倉委員の話聞いていて、やはり同じ法人内で病床を融通し合うということで解決しては絶対にならないと思ったのは、今の横浜の医療連携推進法人は、横浜市内だけだから多分何となくどちらでもいいような感じがしますが、これが川崎とか相模原にも同じような連携推進法人があった場合に、今、二次医療圏ごとで地域医療構想調整会議をやっていますよね。その枠を飛び越えてその法人の中で病床を融通し合うことはあり得ないと思いますので、やはり法人内ではなくて二次医療圏ごとの話ということで分けて議論すべきものであると僕は思っております。以上です。

(恵比須会長)

菅委員、ありがとうございます。水野委員、どうぞ。

(水野委員)

医療法にのっとった連携法人ということで、この連携法人がいろいろ定款なり事業目的やその他の書類を出したときに、県の文書課でいろいろ指導を受けてこのように決定したということは、県では了解したということと違うのですか。今、国へ云々確認するという話が出ていましたが、この法人の事業目的やその他に関しての、県の文書課での許可をもって地域医療構想調整会議に出してきたので、この中に書いてあることは本当にいいのかなというのではありませんけれども、県でその法人を認めたわけですよね。なのに今度、県の医療課ではこの内容がいいのかどうか国に確認するという話だと、ちょっと話の内容がおかしいのではないかと思います。この辺は行政的にどうなのでしょう。

(恵比須会長)

水野委員、ありがとうございます。続きまして、窪倉委員に発言をお願いいたします。

(窪倉委員)

菅委員のご発言の中で、医療圏を越えたらそれは大ごとだと私も思いますけれども、今回の場合は大きな一つの横浜医療圏の中での病床融通ということで、一見、なるほど、それもありなのかなとは思いますが、ただ、私たちは今、地域医療構想に向かって、地域の中で病床の転換とか増床をするだとか、様々なことをみんなで合議しているわけですよね。本来的な地域医療構想に向かって正しい道なのかどうかということも含めて、みんなで意見し合いながらあるべき医療に向かって進んでいる。一応そういう枠組みの中で仕事をしています。ですので、連携法人の中だけの問題として済ませていいのか、それと

も、地域医療構想調整会議が連携法人との間で相対の問題として意見を言うことができるのかと。そういった問題について、まずはっきりさせてほしいということを私は言っています。だから、この事業を認める認めないという側面よりも、そういう関係性が明確でないと、連携法人の中のことであれば我々は何も意見が言えないんだということになってしまうと、少しおかしいのではないかなと私は思うものですから、その点を整理してほしいと。そういう意見です。

(恵比須会長)

水野委員、窪倉委員、ご意見をありがとうございます。これに関しまして事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

まず、水野委員のご質問と申しますかご意見を頂いた点についてですけれども、病床融通自体は認められるものです。ですので、それを了承と申しますか県として認めたのに確認するのはおかしいではないかという点につきましては、国に対して確認させていただいているのは、調整会議での議論についてどこまでということになります。

それと、続いて窪倉委員の、地域の病床に関して、また、地域の医療提供体制の連携・分化に関して、地域医療構想調整会議で議論して進めているということについては、私どもも基本的な考えとしては同様の考えでございます。その上で、一定程度の整理をするために、国に対して見解を求めていると認識しております。私からは以上です。

(小松委員)

たしか県内のさがみメディカルパートナーズが推進法人を設立されたときに、病床融通が地域医療連携推進法人の中でメリットでもあり、地域にとってはどうなのだろうという意見がかなりありました。実際にそのあたりも含めて、さがみメディカルパートナーズの方針の中には、病床融通という言葉は業務内容に入っていないと記憶しています。ですから、法人が立ち上がって今何年かたっている中でそういったことを法人としての業務内容に加えたい場合には調整会議で議論するという話に県央地域ではなっていたのではないかと思います。

県内でも同一法人同一地域内であれば病床の融通はオーケーというお話になって、地域の中でかなり混乱した部分がありました。というのは当たり前ですけれども、同一法人内での機能的な対応が地域にとっては便利になる部分と不便になる部分が混ざったりしていて、そういう話題が出たこともあります。要するに、連携推進法人の認定について、県としてはどちらかというに進めたいという方向性なのかなと思いますが、将来的に病床融通に関してはもう少し、今言ったようなことも含めてきちんと認識してから審議会に上げていただいたほうが良いなと個人的には思います。

(恵比須会長)

小松委員、ご意見ありがとうございます。事務局の先ほどの発言では、国に見解を問合

せ中ということで、その問合せ内容もまだ明らかになっていない段階で、本日この会ではどのように意見をまとめるかということになりますが、皆さん、それに関してご意見はございますか。あるいは、事務局の国への結果を待って、それによって意見をという方向でいくことも可能でしょうか。事務局、どうぞ。

(事務局)

一応意見を踏まえた上で審議会への諮問はさせていただきたいと考えておりますけれども、そういうことではいかがでしょうか。

(恵比須会長)

といいますと、取りあえず意見がどうあれ、諮問は予定どおりに行うということでしょうか。

(事務局)

よろしいでしょうか。医療課長の一柳です。今議論が出てきたのは、病床融通の実際の運用に当たって地域の皆様のご意見をどのように伺っていくかということについて課題提起をいただいたものと考えております。そこに関しては、国に確認した上で、要するに医療法上どのように定められているかということ踏まえた上で、今後改めて整理させていただいて、ご相談させていただければと思います。まず、この病床融通を入れることに関しては、水野会長からもご発言があったとおり、一旦県の文書指導をしている所管課の審査も通っておりますので、こちらは適正なものと考えていただければと思っております。以上です。

(恵比須会長)

一柳課長、ありがとうございます。ただいまの一柳課長の発言に関しまして、委員の皆様、ご意見はございますか。窪倉委員、どうぞ。

(窪倉委員)

一柳課長の発言の確認になりますが、要するにこの文書は上に上げるけれども、調整会議との関係性についてはまだ疑義があると。精査する余地があるので、それが明らかになったときはまたみんなで確認するというところでよろしいですか。

(事務局)

そのとおりでございます。病床の融通に関して、地域の皆さんの意見をどのように聞いていく必要があるのか、それはまず法上どうなっているか、制度上どうなっているかを確認した上で、改めて整理させていただいてご相談させていただきたいと思っております。

(恵比須会長)

それでは、ただいまの一柳課長のご意見のとおりでございますが、委員の皆様、そのとおりでよろしいでしょうか。小松委員、よろしいでしょうか。窪倉委員、水野委員もよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの事務局の説明に関しまして、了解していただいたということでよ

ろしいでしょうか。

(承認)

(恵比須会長)

ありがとうございます。それでは、今後は地域医療連携推進法人の認定に向けて、県の医療審議会で審議が行われることとなりますが、先ほどの一柳課長のご意見を踏まえて、今後に関しては引き続き皆様のご意見等も踏まえて、県行政はよろしく願いいたします。事務局はこの内容で作業を進めてください。よろしく願いいたします。

報 告

(1) 地域医療支援病院の責務の見直しについて

(恵比須会長)

続きまして、これより報告に入りたいと思います。3番、報告(1) 地域医療支援病院の責務の見直しにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

(説明省略)

(恵比須会長)

ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆様、ご質問・ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局はこの内容で作業を進めてください。よろしく願いいたします。

その他

(恵比須会長)

そのほかに委員の皆様、何かご意見・ご提案はございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の議事を全て終了させていただきます。皆様、ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

閉 会

(事務局)

恵比須会長、ありがとうございました。本日はお忙しい中、会議にご参加いただきまして、また、活発なご議論をいただき、ありがとうございました。本日の議論を踏まえまし

て、今後の取組を進めさせていただきます。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。
お疲れさまでした。